

横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業補助金交付要綱

制 定 令和7年3月1日 健高在第1240号（局長決裁）

最近改定 令和7年10月17日 健高在第798号（局長決裁）

（目的）

- 第1条 この要綱は、横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づいて実施される、横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業（以下「本事業」という。）の実施に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）、実施要綱、横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業事業者登録要領（以下「登録要領」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

- 第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則、実施要綱及び登録要領の例による。

（補助対象者）

- 第3条 補助金の交付の対象となる者は、契約者とする。

（補助対象となる見守り機器の要件）

- 第4条 補助対象となる見守り機器等の要件については、登録要領第3条に規定する。

（事業者の登録要件）

- 第5条 事業者の登録要件は、登録要領第4条に規定する。

（補助対象となる費用）

- 第6条 補助対象となる費用は、利用料のうち月額費用とする。初期費用やその他の費用は除く。

（補助金の交付額）

- 第7条 補助金の交付額は、利用者1人当たり月額1,000円（上限）とし、月額費用が1,000円に満たない場合は、その額とする。

- 2 第1項の補助金の交付は、契約期間の始期が月の初日である場合は、契約期間の始期が属する月からとし、契約期間の始期が月の初日以外の日である場合は、翌月から交付を開始する。契約終了した

場合は、補助金の交付も終了となる。終了の日が月の初日である場合は、前月まで、終了の日が月の初日以外の日である場合は、終了の日の属する月まで交付する。

3 消費税及び地方消費税は補助金の交付の対象から除くものとする。

(補助金の交付申請・実績報告)

第8条 補助金の交付を受けようとする契約者は、補助金の申請、請求及び受領について、見守り機器等を契約する登録事業者に委任をするものとする。ただし、誓約書（第1号様式）の作成は利用者が実施し、登録事業者に委任することはできないものとする。

2 登録事業者は、前項の委任に基づき、横浜市に対して、補助金の申請、請求及び受領にかかる一切の事務を行うものとする。

3 登録事業者は、補助対象事業に係る補助金の申請及び実績報告を、毎月1日までの契約分を翌月10日までに行うものとする。ただし、3月分については、3月10日までに行うものとする。

4 補助金の申請及び実績報告は、補助金交付申請書兼実績報告書（第2号様式）に、次に定める書類添えて、市長に提出するものとする。

(1) 誓約書（第1号様式）

(2) 見守り機器等の利用が確認できる書類

(3) 補助金の申請、請求及び受領についての委任が確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

5 前項で定めていない書類については、補助金規則第5条第2項及び第14条第1項は適用しない。

(補助金の交付決定及び補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の第3項の規定により補助金交付申請書兼実績報告書を受領した場合は、その内容の審査により、申請額の全部につき補助金の条件に適合すると認めたときは、申請額の全部につき補助金額を決定し、申請額の一部につき補助金の条件に適合しないと認めたときは、当該部分を除いて補助金額を決定し、横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書（第3号様式）により登録事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において、申請額の全部につき補助金の条件に適合しないと認めるときは、申請に係る補助金を交付しないことを決定し、横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条第1項の規定による通知を受けた事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業補助金請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助金請求書を受理したときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

3 登録事業者は、補助金の交付決定を受けたときは、直ちに登録事業者が契約者に対して有する月額費用の請求権と契約者が登録事業者に対して有する補助金交付請求権を相殺するものとする。

(実施状況報告)

第 11 条 市長は、本事業の実施状況について必要があると認めたときは、利用者、契約者及び登録事業者に対して隨時報告を求め、調査することができる。

(是正のための措置)

第 12 条 市長は、第 8 条の規定による交付申請及び実績報告並びに第 11 条の規定による実施状況報告を審査した結果、交付の決定内容またはこれに付した条件に適合しないと認められるときは、これに適合させるための措置を利用者、契約者及び登録事業者に対して指示することができる。

(補助金の取消等)

第 13 条 市長は、本事業の中止若しくは廃止があった場合又は利用者、契約者及び登録事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定内容又はこれに付した条件その他関係法令等に違反したとき。
- (4) 登録事業者から横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業補助金交付決定取消申請書（第 6 号様式）が提出され、その内容が適正であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業補助金交付決定取消通知書（第 7 号様式）により、登録事業者に対し通知するものとする。

3 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額を確定した後においても準用する。

(補助金の返還)

第 14 条 市長は、前条の規定により補助金交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に關し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて登録事業者又は契約者にその返還を命ずるものとする。

(秘密の保持)

第 15 条 登録事業者は、本事業を通じて知り得た情報について、管理を徹底するとともに、他に洩らしてはならない。本事業が終了した後においても同様とする。

(関係書類の保管)

第 16 条 登録事業者は、この補助金の交付に関する書類及び電磁的記録を備えるとともに、当該年度終了後 5 年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 17 日から施行する。

第1号様式（要綱第8条第1項関係）

誓約書

私は、横浜市安否確認・見守り機器補助事業を利用するにあたり、以下の事を誓い、本事業の対象者であることを誓います。

- 1) 私は横浜市在住です。
- 2) 私は65歳以上です。
- 3) 私はひとりで暮らしています。
- 4) 私は横浜市の他の見守りサービスを利用していません。
- 5) 誓約書に虚偽があった場合、虚偽を行なった時点より、補助金を返納することに異存ありません。

見守り機器等利用者

令和　　年　　月　　日（記載日）

住所：
氏名（署名）：
生年月日：　西暦　　年　　月　　日生

第2号様式（要綱第8条第4項関係）

年　月　日

（申請先）

横浜市長

（申請者）

所在地：

法人名：

代表者職氏名：

横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業

補助金交付申請書兼実績報告書

横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり実績報告および交付申請をします。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業補助金交付要綱を遵守します。

登 録 内 容	登録事業者名	
	見守り機器等 サービス名称	
	月額費用（税抜き）	
補助金申請額（○月分）	円	（内訳は補助金交付申請明細書のとおり）

添付書類

- (1) 誓約書（第1号様式）
- (2) 見守り機器等の利用を証明する書類（契約書等）
- (3) 委任状
- (4) 補助金実績明細書（第2号様式別紙）
- (5) その他市長が必要と認める書類

※適宜様式を修正して使用することができる。

<input type="radio"/>	月請求分				
登録事業者名					
見守り機器等 サービス名称		月額費用（円） (税抜き)	円	当月利用者数	人

補助金申請額（〇月分）

継続利用者用

<input type="radio"/>	月請求分	
登録事業者名		
見守り機器等 サービス名称	月額費用（円） (税抜き)	円 当月利用者数 人

補助金申請額（〇月分） 円

第3号様式（要綱第9条第1項関係）

健高在第 号
年 月 日

（法人名）

（代表者職氏名）

様

横浜市長

横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業補助金

交付決定通知書兼額確定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業補助金について、次とおり交付および交付額が決定しましたので通知します。

見守り機器等サービス名称「 」

1 交付決定額 円

2 交付時期 請求書を受理した日から 30 日以内に補助金を交付します

※ 指定の金融機関の口座に振り込みます。

3 交付条件

- (1) 横浜市補助金等の交付に関する規則第7条第1号から3号に定める条件
- (2) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業補助金交付要綱の定めに従ってください。

第4号様式（要綱第9条第2項関係）

健高在第 号
年 月 日

(法人名)

(代表者職氏名)

様

横浜市長

横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業補助金

不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業補助金について、次とおり不交付が決定しましたので通知します。

見守り機器等サービス名称「 」

1 不交付額 円

2 不交付決定理由

第5号様式（要綱第10条第1項関係）

年 月 日

(申請先)

横浜市長

(申請者)

所在地

法人名

代表者職氏名

印

横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業

補助金請求書

年月日健高在第号補助金額確定通知書により確定した補助金について、横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

見守り機器等サービス名称「

請求金額 円

補助金の振込先

振込先 金融機関	金融機関名	
	支店名	
	預金の種類	普通 • 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

第6号様式（要綱第13条第1項関係）

年　月　日

横浜市長

所在地

法人名

代表者職氏名

横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業

補助金交付決定取消申請書

年　月　日健高在第　　号で交付（変更）決定を受けた補助金については、当該交付決定を取り消したいため、横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業補助金交付要綱第13条第1項第4号の規定により、次のとおり申請します。

見守り機器等サービス名称「　　　　　　　　」

1 補助金交付（変更）決定通知書の日付及び番号

年　　月　　日　　健高在第　　号

2 取消理由

※適宜様式を修正して使用することができる。

第7号様式（要綱第13条第2項関係）

健高在第 号
年 月 日

(法人名)

(代表者職氏名)

様

横浜市長

横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業
補助金交付決定取消通知書

年 月 日 健高在第 号により通知した補助金交付（変更）決定を、横浜市高齢者見守り・安否確認機器補助事業交付要綱第13条の規定により、次のとおり取り消したので通知します。

見守り機器等サービス名称「 」

1 補助金の交付決定額 円

2 取消し後の交付決定額 円

3 取消理由